

2026年3月5日

各 位

会 社 名 デ ン カ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 田 郁 雄
(コード番号：4061 東証プライム)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部長
山 本 浩 之
(TEL：03-5290-5511)

会 社 名 F l o w e r s 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 稲 田 太 郎

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社カイノスの株券等(証券コード：4556)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

デンカ株式会社及び同社の完全子会社であるFlowers株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、株式会社カイノス(証券コード：4556、株式会社東京証券取引所スタンダード市場。)の普通株式に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2026年2月9日より開始しております。

今般、公開買付者が、公正取引委員会から2026年3月4日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を受領したことに伴い、2026年2月9日付で提出いたしました本公開買付けに係る公開買付届出書及びその添付書類である2026年2月9日付公開買付開始公告(以下「本公開買付開始公告」といいます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、公開買付者は、これを訂正するとともに、上記の各通知書を新たに添付書類とするため、法第27条の8第2項の規定に基づき、2026年3月5日付で、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2026年2月6日付「株式会社カイノスの株券等(証券コード：4556)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正しますのでお知らせいたします。

なお、本訂正は法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等を変更するものではありません。また、訂正箇所には下線を付しております。

記

- I. 2026年2月6日付「株式会社カイノスの株券等(証券コード：4556)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正内容

3. 買付け等の概要

(9) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びビヌ、第4号並びに同条第2項

第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（677,517千円（注）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は当該剰余金の配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議されることが決定された場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（677,517千円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②本公開買付け開始日以後に発生した事情により対象者の事業上重要な契約が終了した場合をいいます。

対象者の最近事業年度における単体の純資産の帳簿価額の10%に相当する額以上に相当する金額の剰余金配当又は自己株式の取得が決定された場合、対象者の現金が大量に社外に流出することとなり、公開買付者が本公開買付けの開始を決定する際に前提とした対象者の資産価値が著しく毀損することとなるため、上記の「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当するとしております。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（677,517千円（注）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は当該剰余金の配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議されることが決定された場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（677,517千円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②本公開買付け開始日以後に発生した事情により対象者の事業上重要な契約が終了した場合をいいます。

対象者の最近事業年度における単体の純資産の帳簿価額の10%に相当する額以上に相当する金額の剰余金配当又は自己株式の取得が決定された場合、対象者の現金が大量に社外に流出することとなり、公開買付者が本公開買付けの開始を決定する際に前提とした対象者の資産価値が著しく毀損することとなるため、上記の「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当するとしております。

<後略>

II. 本公開買付開始公告の訂正内容

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第 14 条第 1 項第 1 号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（677,517 千円（注）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は当該剰余金の配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議されることが決定された場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（677,517 千円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。対象者の最近事業年度における単体の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額以上に相当する金額の剰余金配当又は自己株式の取得が決定された場合、対象者の現金が大量に社外に流出することとなり、公開買付者が本公開買付けの開始を決定する際に前提とした対象者の資産価値が著しく毀損することとなるため、上記の「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当するとしております。

なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実¹に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②本公開買付け開始日以後に発生した事情により対象者の事業上重要な契約について取引の停止を受けた場合をいいます。

なお、本公開買付届出書の「第 1 公開買付要項」の「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第 10 条第 2 項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出²に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第 3 号イ乃至チ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第 14 条第 1 項第 1 号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（677,517 千円（注）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は当該剰余金の配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議されることが決定された場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（677,517 千円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについて

での決定をした場合をいいます。対象者の最近事業年度における単体の純資産の帳簿価額の 10% に相当する額以上に相当する金額の剰余金配当又は自己株式の取得が決定された場合、対象者の現金が大量に社外に流出することとなり、公開買付者が本公開買付けの開始を決定する際に前提とした対象者の資産価値が著しく毀損することとなるため、上記の「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当するとしております。

なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②本公開買付け開始日以後に発生した事情により対象者の事業上重要な契約について取引の停止を受けた場合をいいます。

<後略>

以 上